

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	岡田 (岡田町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状:①農業従事者の減少(実際には不在)による自立的農業運営ができないこと
②地先内の他集落地権者との整合性を図ることが困難
課題:上記①を踏まえ、認定事業者、大規模法人への委託による農業運営への移行促進
上記②については、他集落農業組合との整合性へ行政支援

(2) 地域における農業の将来の在り方

自家野菜を除く耕作区域については、後継者(農業従事者)の不足・不在状態が予想されることから、大規模農業法人に作業委託を行い、農地を活用していくことが必要と判断される

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手である農業法人への作業委託比率を高めていくことを基本方針とする
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤事業整備については、計画されている取組に協力し、集約化農業への移行の助けとしたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集約化方向から、現状委託を行っている法人を最大限活用するが、この推進が困難な場合、JAや行政の支援を得て、多様な経営体の下で、農地活用につなげたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				